

## 2-19 日本森林学会著作権内規

### 第1条 (目的)

本内規は、日本森林学会（以下「本学会」という）が刊行し情報発信する下記学会誌等に掲載された著作物の著作権の取り扱いに関して、取り決めるものとする。

#### 記

1. Journal of Forest Research
2. 日本森林学会誌（その前身を含む）
3. 森林科学
4. 日本森林学会（林學會、日本林學會、日本林学会を含む）の大会で発行された講演集・論文集・要旨集（但し、支部会によるものは除く）
5. その他、日本森林学会（林學會、日本林學會、日本林学会を含む）によって発行された出版物（但し、支部会によるものは除く）

### 第2条 (定義)

本内規において使用する用語の定義は以下のとおりとする。著作権とは著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利とし、著作者人格権とは、著作権法第19条第1項および同第20条第1項に規定する権利をいい、著作物とは、前条に定めた学会誌等に掲載された巻頭言、論文、解説記事、資料及び書評等を指し、著作権法第2条第1項第1号が定めるところの著作物と同一の意味を有し、著作者とは、著作物を創作した者とする。

### 第3条 (著作権の帰属)

本学会の刊行物への掲載が決定された記事、論文等の著作権は、本学会単独であるいは本学会の定める出版社と共同で、原則として本学会に帰属するものとする。著作者から本学会への著作権の譲渡については、掲載誌の投稿要領および著作権譲渡承諾書の記載に定める。但し、オープンアクセス出版においては、著者によるAPC（論文出版処理費用）の支払いを条件に論文等の著作権は著作者に帰属する。

### 第4条 (人格権の不行使)

著作者は、著作権（財産権）を構成するすべての権利について、本学会および本学会が著作物の利用を許諾した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

### 第5条 (著作権の利用)

著作者および第三者が本学会に帰属する著作物の著作権を利用する場合は、要領4-2「著作者および第三者による著作権の利用」に定める方法により、本学会に申請しその許諾を得るものとする。

### 第6条 (著作者による保証)

著作者は、①著作物が第三者の著作権、知的財産権、その他一切の権利を侵害していないこと、②著作物が二重投稿ではないこと、及び③著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、著作者は、著作物において他の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

### 第7条 (紛争解決に関する協力)

著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

### 第8条 (内規の変更)

この内規を変更する場合は、理事会に諮って定めるものとする。

### 附則

1. 著作権に関し、本規定に定められていない事項については著作権法に拠る。
2. 本規定の実施に関して必要となる条項については、それぞれ関連の要領やガイドライン等に定めるものとする。

2018年9月28日制定

2019年4月18日改正

2019年5月28日改正